

## 甲斐市地域審議会条例

平成 18 年3月 31 日  
条 例 第 1 号

(設置)

第1条 この条例は、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第5条の4第1項の規定に基づき、次のとおり地域審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

名称	設置区域
竜王地区地域審議会	合併前の竜王町の区域
敷島地区地域審議会	合併前の敷島町の区域
双葉地区地域審議会	合併前の双葉町の区域

(設置期間)

第2条 審議会の設置期間は、平成18年5月1日から平成27年3月31日までとする。

(所掌事務)

第3条 審議会は、旧町の区域ごとに、当該区域に係る次に掲げる事項について、市長の諮問に応じて審議し、答申するものとする。

- (1) 新市建設計画の変更に関する事項
- (2) 新市建設計画の執行状況に関する事項
- (3) その他市長が必要と認める事項

2 審議会は、必要と認める事項について審議し、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第4条 各地区の審議会は、委員10人以内をもって組織する。

(委員)

第5条 委員は、当該区域に住所を有する者又は当該区域内に存する事務所等に勤務する者で、次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

- (1) 公共的団体の役職員
- (2) 識見を有する者

(任期)

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

- 3 委員は、当該区域に住所を有しなくなったとき又は当該区域内に存する事務所等に勤務しなくなったときは、その職を失う。

(会長及び副会長)

第7条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の選任によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。
- 3 会議の議長は、会長をもって充てる。
- 4 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 会長は、審議上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聞き、又は資料の提出を求めることができる。
- 6 会議は、原則として公開で行うものとする。ただし、議長が必要と認める場合は、会議に諮ったうえで公開しないことができる。

(補則)

第9条 審議会の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 18 年5月 1 日から施行する。

(最初に委嘱される委員の任期)

- 2 この条例の施行後最初に委嘱される委員の任期は、第6条第1項の規定にかかわらず、平成 21 年3月 31 日までとする。